

J R北駐車場整備工事

仕 様 書

地方独立行政法人加古川市民病院機構

— 目 次 —

1 適 用	3
2 基本方針	3
3 工事概要	3
4 留意事項、その他	6
5 関係法令及び参考基準等	6～8
1) 遵守すべき関係法令等	
a. 関係法令	
b. 条例関係	
c. 本工事の実施にあたり参考とする仕様等	
d. その他	

1. 適用

本仕様書は、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「発注者」という。）が発注する JR 北駐車場整備工事（以下「当工事」という。）に適用する。

2. 基本方針

本仕様書、駐車場整備計画図並びに関係法規に基づき、安全・品質を確保し、以下の工事期間内に完成すること。また、工事中における周辺住民及び当院の要請に対しても柔軟かつ誠意をもって対応可能な実施体制とすること。

3. 工事概要

当工事は、仕様書、駐車場整備計画図による他、以下の項目により工事を行うこと。

- (1) 工事内容：東播都市計画事業加古川駅北土地地区画整事業施工地区内 49 街区 1, 2, 3, 4 画地（以下「JR 北駐車場④」という。）及び 47 街区 1, 2, 3 画地（以下「JR 北駐車場⑤」という。）を新たに駐車場として整備するもの。

【1】受注者は本仕様書及び駐車場整備計画図に則った駐車場整備ができるよう、加古川市 都市計画部 市街地整備課へ工事着手に必要な許可申請手続きを行い、先方から「土地地区画整理法第七十六条第一項の規定による許可書」を得ること。

【2】受注者は上記の許可書を発注者へ提出したのち駐車場整備の工事に着手すること。
※仕様書及び駐車場整備計画図等に記載はなくとも、法令上又は明らかに必要であるものは、当工事に含むものとする。

※駐車場ゲートを含む管理システムは、隣接する既存の駐車場でアマノ(株)製品を採用しており、運用上の観点から連携が必要であるため、当工事においても受注者の負担にてアマノ(株)製品を採用すること。

（連絡先：アマノ(株)姫路支店 079-223-2067）

※アマノ(株)駐車場入室管理ソフト TimePro を繋ぐネットワークシステムは NTT 製品の VPN を採用しており、運用上の観点から連携が必要であるため、当工事においても受注者の負担にて NTT 製品を採用すること。

（連絡先：NTT ビジネスフロント兵庫支店 079-225-2706）

※防犯カメラの電気工事は、隣接する既存の駐車場及び病院棟も含め、(株)きんでんにて施工している。

（連絡先：きんでん姫路支店 079-288-1115）

※以下の駐車場設備についても、隣接する既存の駐車場と同等の整備となるよう駐車場整備計画図の他下記の仕様にて受注者の負担で施工すること。

- 舗装工 : 再生砕石 t = 150mm
- 表層工 : 再生密粒 t = 50mm
- 区画線工 : 駐車枠 白 W = 150mm
- 車止めブロック設置 : パーキングブロック アンカー止め NSP-100B
- 駐車スペース

- ・ JR 北駐車場④ : 2500×5000mm の駐車スペースが 69 台
- ・ JR 北駐車場⑤ : 2500×5000mm の駐車スペースが 77 台

※駐車計画により、軽自動車専用とする場合は、車室を 2500×4000 mm とする

● 駐車場ゲートを含む管理システム一式（アマノ(株)製品）

- ・ カード読取機 : 2 台
- ・ カーゲート : 2 台
- ・ バーキャッチャー : 2 台
- ・ 出庫警報灯 : 2 台
- ・ ループコイル : 4 面
- ・ 保護フード : 2 台
- ・ インターホン装置 : 2 台
- ・ インターホン装置オートフォン用通話回線 : 2 回線
(施工完了後に発生する毎月の通信費については発注者の負担とする)
- ・ 通信制御盤 : 2 台
- ・ 駐車場入室管理ソフト TimePro との接続も受注者が行うこと。他、参考明細書、
(ゲート図面)アマノ駐車場ゲートシステムも参照すること。

● 駐車場入室管理ソフト TimePro を繋ぐネットワークシステム（NTT 製品）

- ・ フレッツ光ネクスト回線 : 2 回線
(施工完了後に発生する毎月の通信費については発注者の負担とする)
- ・ 既存 VPN との接続も受注者が行うこと。他、参考明細書も参照すること。

● 照明

- ・ JR 北駐車場④ : 5 台
- ・ JR 北駐車場⑤ : 6 台
- ・ 全てパナソニック製 LED スポットライト NYS1534KLE9 とし、設置にかかる電源
工事（各種申請含む）も受注者が行うこと。他、参考明細書等も参照すること。

● 防犯カメラ

- ・ JR 北駐車場④ : 6 台
- ・ JR 北駐車場⑤ : 7 台
- ・ 防犯カメラは全て TAKEEX 製デイトカメラ VHC-IR850AH とし、対応するレコー
ダーは TAKEEX 製壁掛型 4ch レコーダー WDR-H402（JR 北駐車場④⑤各 2 台）とす
る。設置にかかる電源工事、既存 VPN との接続も受注者が行うこと。他、参考明
細書等も参照すること。

● その他

- ・ 雨水排水 : 敷地内の汚水柵又は前面道路污水配管へ接続前に、会所を經由して雨
水を放流すること。(現地を測量し最適な水勾配を検討・確保すること)
- ・ U字側溝 : U240 及びグレーチング蓋 T-14
- ・ CB 基礎 : W=200mm、t=100mm
- ・ フェンス : CB (t=120mm) 2 段積みの上メッシュフェンス H=800mm

- (2) 工事期間：契約締結日から 2025 年 3 月 31 日までとする。
作業時間は 8：30～17：00 を基本とする。
- (3) 当工事を受注した事業者（以下「受注者」という。）は、現場代理人及び監理技術者又は主任技術者を配置し、工期内に工事が完了するよう適切な工法を採用すること。
- (4) 発注者手配の別途事業者と工事調整が必要な場合は、自主的、主体的に連携をはかり、円滑な工事施工を行うこと。
- (5) 受注者は、文書により定期的に工事の進捗状況等について報告を行うと共に、工事の事前説明、事後報告及び現場での施工状況を説明すること。
- (6) 受注者は、工事現場内・近隣・第三者に対して事故等の被害を与えないことはもとより、周辺環境に対しても振動、騒音、粉じん等必要な措置を講じた後、作業を行うこと。また、トラブルが生じた場合は、受注者の責任において解決を図ること。
- (7) 関係諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。
- (8) 受注者は、工事着手に先立ち、施工計画書（仮設計画図、工事組織、安全体制、緊急連絡先、工程表、その他状況に応じて記載）を作成し、発注者の確認を受けた後に着手すること。
- (9) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の趣旨に則り、建設廃棄物の抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等排出され建設資材の再資源化にも努めること。
- (10) 「建設業法 24 条の 8」の規定による施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えると共に、施工体系図は工事関係者や公衆が見やすい場所に掲げること。
- (11) 工事現場では、すべての工事関係者に名札や腕章をみに着けさせること。
- (12) 建築物に関する中間・完了検査等、必要な手続きや業務等を工事スケジュールに支障がないよう実施のこと。
- (13) 受注者が独自に有する仕様書、品質管理基準を用いる場合は、事前に発注者に説明の上、確認を受けること。
- (14) 発注者が要請した時、受注者は工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。なお、発注者は、工事現場の状況確認を行うことができる。
- (15) 受注者は、工事完了時に施工記録を整備して提出し、発注者の確認を受けること。
- (16) 竣工後、受注者は、受注者独自で品質管理基準による検査を行い、これに合格していることを発注者に報告し、発注者の確認を受けること。
- (17) 工事完了後、発注者に工事完了届を提出して発注者の完了検査を受けること。また、施工完了後各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認すること。
- (18) 竣工後、完成図書（竣工図、検査記録、設備機器取扱説明書、保証書等データの図面は JWW 形式で納めること）を整備し提出すること。受注者が当工事によって作成した図面等の資料の著作権は発注者のものとする。

4. 留意事項 その他

- (1) 当工事現場近くには、住宅及び職員用駐車場があり第三者の通行が考えられるため、工事車両の出入りの際は、安全運転に努めること。近隣を含めた第三者に対しても安全・環境等問題が生じないよう対策を講ずること。また、問題が発生した場合は受注者の責任において速やかに誠意をもって対応すること。
- (2) 現場施工に先立ち、現地調査を確実にを行い、施工計画書を発注者に提出し、確認を受けたのち工事に着手すること。
- (3) 本仕様書、工事計画書等に記載が無くとも工事の性格上、当然に必要なものは受注者の責任において対応すること。
- (4) 仕様書、駐車場整備計画図等に記載がない事項等疑義が生じた場合は、発注者と協議により対応する。

5. 関係法令・基準等

(1) 遵守すべき関係法令等

当工事の施工に当たっては、本仕様書及び駐車場整備計画図、関係図書等に特段の記載がない場合でも、次の関係法令等（すべての関連施行令・規則等を含む。）を遵守すること。また、下記以外に工事の実施にあたり必要となるその他の法令、関係条例等についても遵守すること。

a. 法令関係

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月 21 日 法律第 91 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日 法律第 114 号）

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年 4 月 14 日法律第 20 号）
- ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日 法律第 167 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律「省エネ法」（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）
- ・ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日 法律第 57 号）
- ・ 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）
- ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）
- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）
- ・ 警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日法律第 117 号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・ 医療法（昭和 23 年 11 月 5 日厚生省令第 50 号）
- ・ 健康保険法（大正 11 年 4 月 22 日 法律第 205 号）
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年 8 月 17 日 法律第 80 号）
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日 法律第 164 号）
- ・ 健康増進法（平成 14 年 8 月 2 日 法律第 103 号）
- ・ その他関連法令等

b. 条例関係

- ・ まちづくり基本条例（平成 11 年 3 月 18 日 条例第 29 号）
- ・ 加古川市景観まちづくり条例（平成 10 年 9 月 29 日 条例第 20 号）
- ・ 屋外広告物条例（平成 4 年 3 月 27 日 条例第 22 号）
- ・ 建築基準条例（昭和 46 年 3 月 25 日 条例第 32 号）
- ・ 福祉のまちづくり（条例 平成 4 年 10 月 9 日 条例第 37 号）
- ・ 景観の形成等に関する条例（昭和 60 年 3 月 27 日 条例第 17 号）
- ・ 情報公開条例（平成 12 年 3 月 28 日 条例第 6 号）
- ・ 個人情報の保護に関する条例（平成 8 年 10 月 9 日 条例第 24 号）
- ・ 危険物の規制に関する規則（昭和 37 年 9 月 10 日 規則第 66 号）
- ・ 環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年 7 月 18 日 条例第 28 号）
- ・ 総合治水条例（平成 24 年兵庫県条例第 20 号）

- ・ 加古川市中高層建築物の建築に関する指導要綱（平成 18 年 4 月 1 日改正）
 - ・ 加古川市開発事業の調整等に関する条例（平成 19 年 3 月 30 日 条例第 1 号）
 - ・ 加古川市火災予防条例（昭和 36 年 12 月 25 日 条例第 30 号）
 - ・ 加古川市建築防災計画書指導要領（昭和 62 年 7 月 1 日）
 - ・ その他の関連条例等
- c. 本業務の実施にあたり参考とする仕様等
- ・ 公共建築工事標準仕様書 令和 4 年版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
 - ・ 建築工事監理指針 令和 4 年版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 建築保全業務共通仕様書 令和 5 年版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 昇降機の維持及び運行の管理に関する指針 平成 28 年 2 月 19 日（財団法人 日本建築設備・昇降機センター）
- d. その他
- ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）を標準とするが、イニシャルコストを低減するために実績等を含め設計者が建物性能上支障の無い（ランニングコスト等含め）と認める範囲での仕様変更の提案は可とする。

以上